

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 8 月 10 日 (火) 第 233 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 1
- 道路の区域の変更 (4件) (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (3件) (道路維持課取扱い) 2
- 公 告
- 令和3年度採石業務管理者試験公告 (商工政策課取扱い) 4
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第871号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年8月10日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者, 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社宝樹	肝属郡錦江町馬場1187-1	訪問看護ステーション養花天	肝属郡錦江町馬場1187-1	令和3年8月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第872号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年8月10日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
アクア薬局川内	薩摩川内市中郷四丁目6番	令和3年8月1日	育成医療・更生医療
かりん薬局	出水市向江町12番38号	令和3年8月1日	育成医療・更生医療

さくら調剤薬局	鹿屋市札元一丁目 6 番 43 号	令和 3 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療
---------	-------------------	-------------------	---------------

## 鹿児島県告示第873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年8月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内祁答院線	薩摩川内市永利町字梅山 2335番1地先から同市樋脇 町塔之原字子田形3063番地 先まで	前	7.6~22.5	1,475.7
			後	7.6~22.5	1,475.7
			後	10.7~52.4	1,365.1

## 鹿児島県告示第874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年8月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号	日置市吹上町中之里字山ノ 頭1919番7地先から同市吹 上町中之里字石聚1893番1 地先まで	前	8.1~13.0	80.0
			後	11.7~22.8	80.0

## 鹿児島県告示第875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年8月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	270号	日置市吹上町和田字建石ヶ原1732番4地先から同市 吹上町中之里字野間ヶ平2952番1地先まで	令和3年 8月10日
		日置市吹上町中之里字山ノ頭1919番7地先から同市 吹上町中之里字石聚1893番1地先まで	

## 鹿児島県告示第876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年8月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	松元川辺線	日置市吹上町与倉字棧ヶ迫3504番2地先から3503番3地先まで	前後	4.6～6.9 10.1～25.8	33.2 32.9
		日置市吹上町湯之浦字釜ノ口南平5271番1地先から同市吹上町湯之浦字平鹿倉後迫5293番3地先まで	前後	3.9～7.2 6.9～30.8	148.7 147.9

#### 鹿児島県告示第877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年8月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	松元川辺線	日置市吹上町与倉字棧ヶ迫3504番2地先から3503番3地先まで	令和3年 8月10日
		日置市吹上町湯之浦字釜ノ口南平5271番1地先から同市吹上町湯之浦字平鹿倉後迫5293番3地先まで	

#### 鹿児島県告示第878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年8月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	田ノ頭吹上線	日置市吹上町田尻字天神園3887番5地先から3902番3地先まで	前	5.6～7.6	70.0
			後	5.6～10.4	70.0

#### 鹿児島県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年8月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道	田ノ頭吹上線	日置市吹上町田尻字天神園3887番5地先から3902番3地先まで	令和3年 8月10日

## 公 告

## 令和 3 年度採石業務管理者試験公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和3年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和 3 年 8 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 試験の期日  
令和3年10月8日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所  
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 3 試験科目  
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。  
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）  
(2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験資格  
制限はない。
- 5 試験手数料  
8,100円
- 6 受験手続  
(1) 提出書類等  
ア 受験願書  
イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）  
ウ 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）  
(2) 提出書類等の提出先  
鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）  
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
- 7 提出書類等の受付期間  
令和3年8月23日（月）から同年9月24日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、郵送の場合は、令和3年9月24日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書の用紙の交付  
受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。  
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

## 9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

## 10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

**公安委員会告示****鹿児島県公安委員会告示第84号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年8月10日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pリアル鬼ごっこ2V2A	株式会社高尾	1P0555
ぱちんこ遊技機	P地獄少女 華FMZ	株式会社藤商事	110033
ぱちんこ遊技機	PどないやねんFYC	株式会社藤商事	1P0721
ぱちんこ遊技機	PどないやねんJYC	株式会社JFJ	1P0673
回胴式遊技機	S ディスクアップ2 ZF	サミー株式会社	0S0593